

岩手大学 海外大学等との学生交流に関するガイドライン

令和2年10月1日 最終改訂

本ガイドラインは、岩手大学が全学として、または部局として外国の大学・研究機関等と各種の学生交流に関する覚書等を締結・失効等する際の交流タイプ、学生の身分及び必要な手続きに関する流れ等について定めたものです。

I. 学生交流のタイプ：

学生交流には主に以下の4つのタイプがあります。

1. 交換留学（双方向型）
2. 短期研究交流・研究インターンシップ
3. 短期研修（科目履修型）
4. 短期研修（交流型）

II. 各交流タイプの概要

1. 交換留学

学生交流に関する覚書等に基づき、双方の学生が相手大学の学則に定める身分を与えられ、単位互換を伴う教育プログラムを指します。学生交流において最もスタンダードな交流形態です。

(1) 交換留学の諸条件

交換留学には原則、「単位の互換」「派遣先大学の授業料不徴収」「宿舍の相互提供」の3点を条件に盛り込む必要があります。上記三点について、相手大学と覚書等締結前に十分な合意を得る必要があります。

(2) 学生の身分

覚書上では「交換留学生」として取り扱われます。なお、本学学則上の受入留学生の身分は「特別聴講学生」または「特別研究学生」として扱われます。本学からの派遣留学生は相手大学の条件に従って取り扱われます。

(3) 交流学生数の目安

交換留学は、双方向の交流が行われることが大前提となります。交流数は、双方の学生交流の実現が見込まれる現実的な数字としてください。参考までに多くの交流では2～3名程度としています。相互の学生交流が実現できるよう、相手大学との十分な協議が必要です。

(4) 交換留学生の負担すべき経費

覚書の中で留学先での検定料や入学金、授業料を原則無償としています。他の必要経費（往復旅費、滞在費、生活費、医療保険や健康保険など）は個人負担とするのが一般的です。

(5) 学生の留学期間・受入開始時期

半年間（1学期）または1年間（2学期）が一般的です。なお、特別聴講学生規則および特別研究学生規則において、受入開始時期は原則学期の始めと定められています。

(6) 受入学生の宿舎について

交換留学生用の宿舎として、本学では国際交流会館（留学生専用）を用意しています。交換留学生は相手大学が宿舎を確保することが協定の条件に含まれている場合が多く、宿舎入居選考についても優先順位が高く設定されています。

詳しい状況は国際課に相談してください。

(7) 単位互換の実施方法について

それぞれの交換留学生が相手大学で修得した科目は、帰国後、本学の所属学部等において単位互換に関する審査を実施し、互換が認定された単位のみ、本学の履修科目として認定されます。派遣留学の場合、相手大学や受講科目によっては単位互換が認められない場合もありますので、履修予定科目や単位互換の内容等については、派遣学生と指導教員、協定校担当教員、学務担当職員等と可能な限りの事前確認を行う必要があります。

(8) 学術交流協定との相関関係

原則的に交換留学を実施する場合、親協定として「学術交流協定」を必ず締結することとし、交流の実施方法等を定める必要がある場合は、別途「学生交流（交換留学）に関する覚書」等を締結することとしています。

また、覚書の有効期間は親協定である学術交流協定に準ずるものとし、覚書等体の締結期限は原則設けないこととしています。

(9) 覚書の審査等について

大学間交流協定校との交換留学に関する覚書は全学対象でも学部単独でも締結することは可能です。また、部局間交流協定の下に交換留学に関する覚書を締結すること自体は可能です。

ただし、交換留学実施の際には、双方向交流のバランス、受入学生の授業料負担、取得単位、宿舎提供、危機管理対応など考慮すべき事項が多いことから、交換留学に関する覚書については、実現性が見込まれる場合のみ締結することとし、交流条件等を十分に確認した上で締結するようにしてください。

(10) 全学学生を対象とした交換留学プログラムを実施する場合

全学学生を対象とした交換留学プログラムを実施する場合、原則として主担当部局を設ける必要があります。主担当部局は複数の部局が担当することも可能です。

主担当部局以外の部局において学生が交換留学を希望する場合には、主担当部局及び希望のあった部局がその都度協議を行い、受入・派遣の可否について決定します。

なお、当該学生の受入・派遣を許可した場合、以下の点に留意してください。

- 派遣学生数について、学生交流に関する覚書に定義する交流可能数を超過する場合、主担当部局における交流学生を優先的に派遣する。
- 当該学生交流に関する何らかの奨学金等が採択された場合、主担当部局における交流学生に対し優先的に配分を行う。

また、学生交流に関する覚書の中に上記に関する項目を明文化するかどうかについては、各交流協定締結校との協議の中でそれぞれ決定することができます。

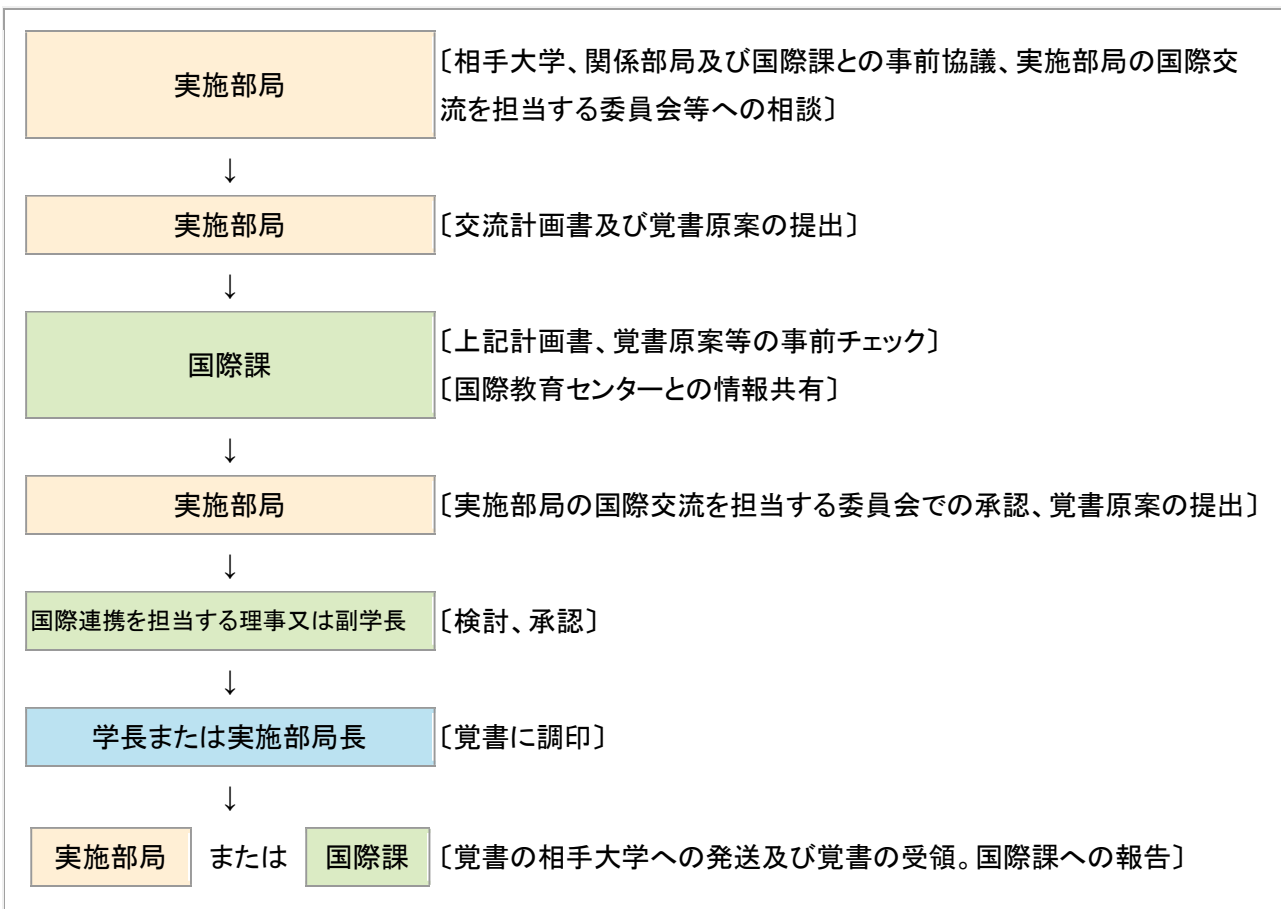
本件に関する詳細は、「大学間交流協定の下に実施される全学学生を対象とした学生交流に関する覚書締結時の取扱いに関する申し合せ (H23. 12. 21 国際交流センター運営委員会決定)」を参照ください。

(11) 交流状況の審査等について

交換留学は双方向交流を原則としていますが、最近、交流バランスが保たれていない協定が目立ってきています。特に留学生の受入に関しては、交換留学生が増加傾向にある中、宿舍や留学生指導経費のキャパシティの問題をはじめ、大学経費の持ち出しが増えている状況にあり、バランス良く交流を行っている協定との不均衡なども生じています。

については、毎年の交流状況を調査のうえ、長期間にわたって交流バランスが保たれていない場合、交流の見直しに関する勧告や、受入条件の厳格化（宿舍の入居制限等）の措置を行う場合があります。

(12) 交換留学（双方向型）覚書等締結までのおおまかな流れ



2. 短期研究交流・研究インターンシップ

相手大学と学生の短期間の研究交流・研究インターンシップに関する覚書等を締結し、実施するプログラムを指します。単位互換は伴いませんが、派遣元大学が所属学生を対象にプログラムを科目化し、単位付与することは可能です。

(1) 交流の諸条件

本交流は大学院レベル以上の学生交流を原則とします。相手大学との単位互換は認められません。授業料は原則「有償」ですが、交換留学に関する覚書等を締結している場合など、条件によっては不徴収とすることができます。

(2) 学生の身分

覚書上では「短期研究学生」として取り扱われます。なお、本学学則上の受入留学生の身分は「特別研究学生」として扱われます。

(3) 交流学生数の目安

受入学部等で対応が可能な現実的数字としてください。

(4) 留学生の負担すべき経費

規則により、検定料や入学料は無償となりますが、授業料は有償となります（交換留学に関する覚書等を締結している場合など、条件によっては不徴収とすることができます）。他の必要経費（往復旅費、滞在費、生活費、医療保険や健康保険など）は個人負担とするのが一般的です。

(5) 学生の留学期間・受入開始時期

留学期間は1学期（6ヶ月）未満となります。6ヶ月以上となる場合は交換留学プログラムとして実施してください。なお、受入プログラムの場合、特別研究学生規則において、受入開始時期は原則学期の始めと定められています。やむを得ない事情により開始期間がずれる場合は、開始3ヶ月前までに各学部審議委員会に審査依頼する必要があります。

(6) 受入学生の宿舎について

本学では国際交流会館（留学生専用）を用意しており、交換留学に関する覚書等を締結している場合、学生は入居可能とします。また、学期途中の受入となる場合や、上記宿舎に入居できない場合は個々の学生が民間アパートを確保する必要があります。

(7) 単位について

短期研究交流・研究インターンシップは、研究交流を主目的としたプログラムであり、授業科目の履修や単位付与は認めていません。授業科目を履修する場合は交換留学または短期留学プログラムとして実施してください。

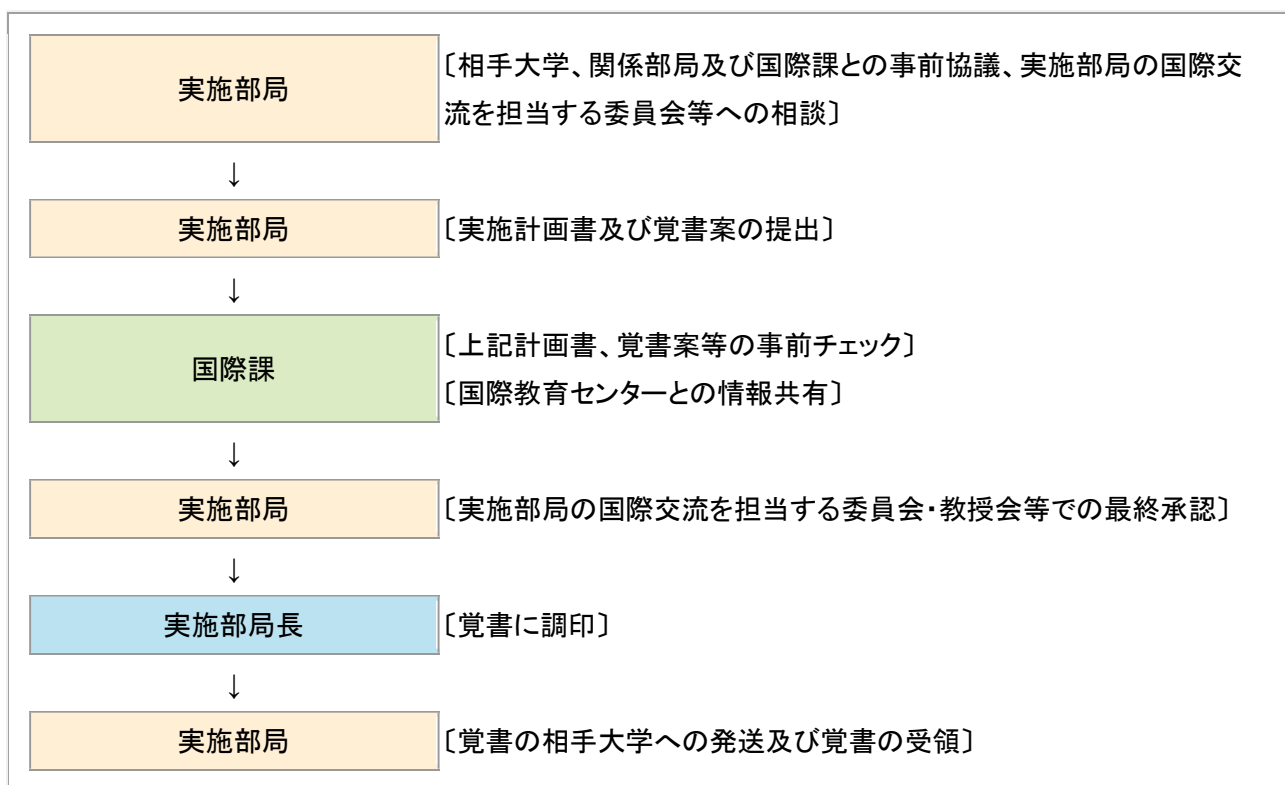
(8) 学術交流協定との相関関係

原則的に親協定として「学術交流協定」を締結することとし、本交流に関する詳細の実施方法等を定める必要がある場合は、別途「短期研究交流・インターンシップ等に関する覚書（または要項）」の締結をします。なお、覚書等を締結していない場合でも、相手大学からの短期研究交流実施に関する依頼文書（覚書・要項と同等の内容を記載）を受けた場合、受入学部等で審議の上、実施が了承されることがあります。

(9) 覚書の審査等について

短期研究交流・研究インターンシップは全学対象のプログラムとはせず、原則、実施部局のみで実施することになります。大学間交流協定校との間で短期研究交流・研究インターンシップを実施する場合も、実施学部等を定めて実施してください。また、部局間交流協定の下に「短期研究交流・研究インターンシップに関する覚書（または要項）」を締結することは可能です。

(10) 短期研究交流・研究インターンシップ覚書等締結までのおおまかな流れ



3. 短期研修（科目履修型）

交流大学が提供する授業科目を1～2科目程度履修する覚書等を締結し、実施するプログラムを指します。

(1) 交流の諸条件

本交流は、サマープログラムなど、交流大学が主催する授業科目のうち、単位を付与されるプログラムに参加し、本学での単位互換を可能とする場合に実施できます。

授業料は原則「有償」ですが、相手大学との条件折衝により、不徴収とすることができます。なお、本学側で実施する受入プログラムの場合、国際交流会館に空きがあれば入居することができます。

(2) 学生の身分

覚書上では「短期研修学生（科目履修型）」として取り扱われます。なお、本学学則上の受入学生の身分は「特別聴講学生」として扱われます。

(3) 交流学生数の目安

実施部局で対応が可能な現実的数字としてください。

(4) 留学生の負担すべき経費

規則により、検定料や入学料は無償となりますが、授業料は有償となります（相手大学との条件折衝により、不徴収とすることができます）。他の必要経費（往復旅費、滞在費、生活費、医療保険や健康保険など）は個人負担とするのが一般的ですが、外部資金等を活用したプログラムの場合、各資金の条件によっては本学または相手大学等で負担する場合があります。

(5) 学生の留学期間・受入開始時期

留学期間は科目受講期間を原則とします（目安として3ヶ月未満）。2科目以上の科目を履修するようなプログラムの場合は、原則的に交換留学プログラムとして実施してください。また、学生の受入・派遣について、プログラム開始3ヶ月前までに各学部審議委員会に開催のための審議依頼する必要があります。

(6) 受入学生の宿舎について

国際交流会館の空きがあれば入居することができます。空きがない場合は近隣のホテルまたは青少年交流の家等をご利用ください。なお、2週間以内のプログラムの場合、桐丘荘の利用の可能性もあります。

(7) 単位互換の実施方法について

相手大学で受講した科目は、所属学部において単位互換に関する審査を実施し、互換が認定された単位のみ、所属大学の履修科目として認定されます。派遣先大学や受講科目によっては単位互換が認められない場合もありますので、履修予定科目や単位互換の内容等については、派遣学生と指導教員、協定校担当教員、学務担当職員等と可能な限りの事前確認を行う必要があります。

(8) 学術交流協定との相関関係

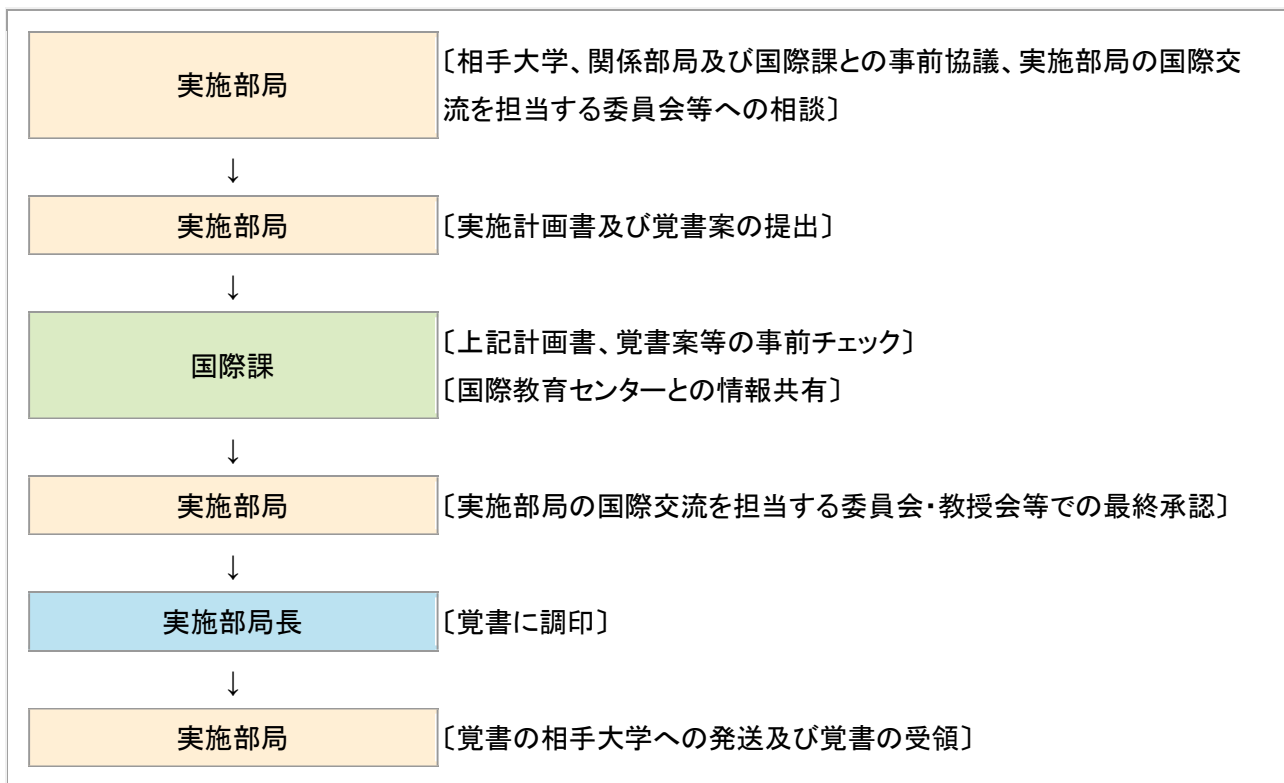
原則、親協定として「学術交流協定」を締結することとし、本交流の実施方法等を定める必要がある場合は、別途「短期研修に関する覚書（または要項）」等の締結をする必要があります。

ただし、相手大学と包括的な交流をするのではなく、本プログラムのみ単発で実施する場合には、相手大学との協議の上、学術交流協定の締結を要さず、覚書・要項のみの締結で良いこととします。

(9) 実施に関する審議等について

短期研修は原則、実施部局のみで実施することになります。

(10) 短期研修（科目履修型）覚書等締結までのおおまかな流れ



4. 短期研修（交流型）

海外の大学との交流や海外での語学・体験等の活動を目的として、本学がプログラムを主催し、学生を受入・派遣等を実施するプログラムを指します。本学学生向けには授業科目として開講する場合がありますが、相手大学の学生に授業としてプログラムを提供する必要はありません。相手大学の学生に科目として単位付与を希望する場合は、短期研修（科目履修型）として実施してください。

(1) 交流の諸条件

原則、相手大学の学生には授業として提供しないことが前提であり、授業料は不徴収となります。本学側が実施する受入プログラムの場合、国際交流会館に空きがある場合は入居することができます。

(2) 学生の身分

覚書上では「短期研修学生（交流型）」として取り扱われます。なお、本学学則上の受入学生の身分は発生しません。

(3) 交流学生数の目安

実施部局で対応が可能な現実的数字としてください。

(4) 留学生の負担すべき経費

授業を履修するわけでは無いため、検定料や入学料、授業料は無償となります。

他の必要経費（往復旅費、滞在費、生活費、医療保険や健康保険など）は個人負担とするのが一般的

ですが、外部資金等を活用したプログラムの場合、各資金の条件によっては本学または相手大学が負担する場合があります。

(5) 学生の留学期間・受入開始時期

留学期間は交流実施期間を原則とします。また、学生の受入・派遣について、プログラム開始3ヶ月前までに各学部審議委員会に審査依頼する必要があります。

(6) 受入学生の宿舎について

国際交流会館の空きがあれば入居することができます。空きがない場合は近隣のホテルまたは青少年交流の家等をご利用ください。なお、2週間以内のプログラムの場合、桐丘荘の利用の可能性もあります。

(7) 単位について

本学学生向けには授業科目として開講する場合がありますが、相手大学の学生に授業としてプログラムを提供しないため、相手大学の学生に単位付与はできません。

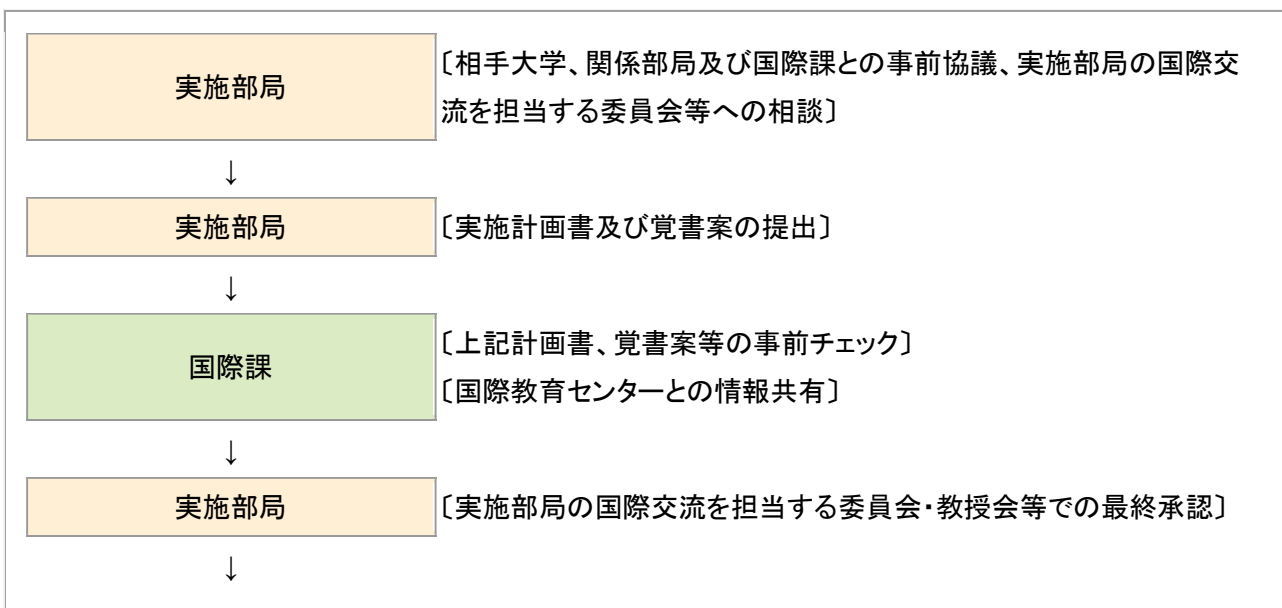
(8) 学術交流協定との相関関係

必ずしも親協定として「学術交流協定」を締結する必要はありませんが、交流の継続性を考慮し、なるべく学術交流協定の下にプログラムを実施してください。また、本交流の具体的実施方法等を定める必要がある場合は、原則「短期研修に関する要項（または覚書）」等の締結をするように努めてください。

(9) 実施に関する審議等について

短期研修は原則、実施部局のみで実施することになります。

(10) 短期研修（交流型）覚書等締結までのおおまかな流れ



実施部局長

〔覚書に調印〕



実施部局

〔覚書の相手大学への発送及び覚書の受領〕